

議案参考資料

[令和5年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

スポーツ・文化振興課 文化振興担当

議案名

議案第90号 指定管理者の指定について(桐生市市民文化会館)

趣旨・目的

桐生市市民文化会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要

桐生市市民文化会館の設置及び管理に関する条例第14条の規定に基づき、桐生市市民文化会館の管理を行わせるため、公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団を指定管理者として指定しようとするものです。

- 1 施設の名称 桐生市市民文化会館(美喜仁桐生文化会館)
- 2 指定する団体 桐生市織姫町2番5号
公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
(5年間)

背景・経過

桐生市市民文化会館は、芸術文化の振興と市民文化活動の奨励、援助及び市民がふれ合う交流の場を整備し、潤いや活気あるまちづくりに寄与することを目的として平成9年に設置され、芸術・文化鑑賞の場、学習・発表の場及び情報交換・交流の場として多くの市民に利用されています。

同会館の管理運営は、開館当初から財団法人桐生市文化事業団(現公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団)が行ってきました。指定管理者制度が導入された平成18年度から非公募により、平成31年度からは公募により同法人が指定され、現在に至るまで指定管理業務を行っています。

同会館の指定管理期間が令和6年3月31日をもって満了することから、公募による選考を行いました。同法人からの事業計画案等を評価したところ、「芸術文化の振興と市民文化活動の奨励、援助及び市民がふれ合う交流の場を整備することで、潤いや活気あるまちづくりに寄与する」という市民文化会館の設置目的を理解し、施設の運営能力、専門性、企画力をもって効率的かつ効果的な事業運営が可能であるとの選定評価結果となりました。よって、引き続き同法人を指定管理者として指定しようとするものです。